

那珂市新型コロナウイルス感染症対策等支援金

市内事業者が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する必要な経費(飛沫感染防止パネルの設置費用・マスクや消毒液の購入費用など)について、予算の範囲内において支援金を交付します。

交付額

最大5万円

※感染拡大防止対策にかかった費用が5万円に満たない場合は、その額とします。
1円未満の端数がある場合には、その額を切り捨てます。

交付対象要件

次のすべての要件を満たす事業者が対象です

- (1) 市内に住所を有し事業を営む個人事業主及び市内に事業所を有する個人事業主又は中小企業者等であること
- (2) 令和3年4月1日以降、事業所内において感染拡大防止対策を実施をしていること。
- (3) 事業所がいばらきアマビエちゃんに登録してあること。
- (4) 申請時点において、市税等に未納がないこと。

交付回数

1事業者につき1回限り

申請受付期間

令和3年11月30日(火)

※当日消印有効

【申請書は以下の方法で入手してください】

- ① 那珂市ホームページからダウンロードする で検索
- ② 那珂市役所商工観光課で受け取る

申請書類

※必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。申請書類は返却しません。

- ① 那珂市新型コロナウイルス感染症対策等支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ② 関係書類
 - ・ 事業を営んでいることがわかる書類
 - ・ 感染拡大防止対策に要した費用が確認できる領収書等(写し可)
 - ・ 申請する支援対象経費一覧(様式第2号)
 - ・ いばらきアマビエちゃんの感染防止対策宣誓書の写し
 - ・ 振込先口座が確認できる書類(通帳等の写し)
 - ・ 誓約書兼同意書(様式第3号)
 - ・ (個人事業主で、かつ住所が那珂市外の場合)市税等の完納証明書等

【申請は以下の提出先に郵送してください】

【提出先】 〒311-0192

那珂市福田1819番地5 那珂市 産業部 商工観光課 宛て

お問合せ先

那珂市 産業部 商工観光課

☎029-298-1111(内線245) 平日 午前8時30分~午後5時15分

<その他>

- 申請書類を受理した後、内容を審査の上、適正と認められるときは支援金を交付します。交付(不交付)を決定したときは、後日、交付(不交付)に関する通知を郵送します。
- 支援金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不交付要件に該当すること、虚偽不正等が判明した場合は、支援金の交付決定を取り消し、支援金の返還を求めます。